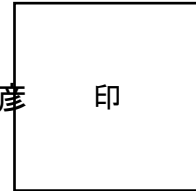


(案)

情 審 通 第 ※ ※ 号
平 成 2 0 年 1 月 ※ ※ 日

総務大臣 増田 寛也 殿

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦 印



答 申 書

平成19年8月31日付け諮問第1189号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

Kビジョン株式会社の再送信同意裁定申請については、別紙のとおり裁定することが適当である。

以上

主 文

株式会社広島ホームテレビは、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送をKビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社広島ホームテレビ広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県周南市及び下松市の各一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

周南市	<p>大字八代の全域</p> <p>大字太刀野、大字正安、大字大河内、大字中村、大字原、大字樋口、大字呼坂、大字安田、大字上河内、大字下河内、大字小松原、大字清尾の各一部</p>
下松市	<p>青柳1丁目から2丁目まで、大手町1丁目から3丁目まで、琴平町1丁目、琴平町3丁目、栄町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から2丁目まで、中央町、東陽1丁目から6丁目まで、東和1丁目から2丁目まで、東柳1丁目から2丁目まで、西柳1丁目から2丁目まで、旗岡1丁目から5丁目まで、古川町1丁目から4丁目まで、北斗町、桃山町、若宮町の各全域</p> <p>大字生野屋、大字河内、大字切山、大字来巻、大字末武上、大字末武中、大字末武下、大字東豊井、大字西豊井、大字平田、大字山田、大字下谷の各一部</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年11月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県周南市、下松市及び光市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社広島ホームテレビ（以下「HOME」という。）の同意を得て、平成8年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成16年10月31日まで同意を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成8年5月、下松市を業務エリアとして開局し、現在、下松市、周南市熊毛地区（旧熊毛町＝平成9年4月開局）、光市（平成10年9月開局）を業務区域とし、地上民間放送は、下松市、周南市熊毛地区で、県内3局、広島県4局、福岡県5局を、光市で県内3局と福岡県5局を再送信している。

申請者は、HOMEをはじめ広島県の民間放送事業者4社に対して、熊毛町に業務を拡張した際、熊毛町と下松市を放送区域とする再送信の同意を申請し、4社から同意を得た。広島県の民間放送事業者を組み入れたのは、申請者に移行する熊毛町内の難視聴施設組合が広島県の民間放送事業者を再送信していたこと、一般家庭のアンテナで視聴されていたことのほか、町民アンケート調査の結果、広島県の放送に対する要望が多かったためである。

HOMEからの同意は3度に及び、3度目の有効期間は平成16年10月31日までだった。申請者は期限切れに先立ってHOMEに同意を申請したが、同意を得ることはできなかった。その後、申請者はHOMEに対し、同意申請

を続けるとともに、HOMEと協議を行ったが、社の方針として同意しないとの姿勢は固く、協議は不調に終わった。

対立点	HOMEの主張	申請者の主張
① 県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は当社エリア内で受信している。視聴できないと、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活、文化的な結びつきは強く、広島県民間放送事業者の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権処理が適正に行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。HOMEに帰属する著作権等については協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時の選局	災害時に、HOMEの放送を視聴していたために、地元放送事業者が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者に委ねられている。
④ 過去の同意	過去に同意した時、有線テレビジョン放送事業者は零細で、育成すべきとの考えがあって同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっている。	過去に3度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に申請者が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

HOMEが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア HOMEは、電波法第7条に基づき免許を交付された放送事業者であり、その放送対象地域は広島県と示されている。HOMEの番組編成、報道取材、番組制作、営業活動等は、広島県内の視聴者に対しての情報提供を主たる目的としているものであり、県域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる。この基本原則からして、有線テレビジョン放送事業者の区域外再送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を根幹から損なうと考える。また、法における「大臣裁定」判断基準は、昭和61年第104国会、衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が「正当な理由」として定められているが、その当時と現在の有線テレビジョン放送事業者の経営環境（特に営業範囲）が大きく変化し、営利企業として経営基盤が確立されている状況にある中、電波法と法の2つの法令の矛盾点が浮き彫りになっており整合性がない。

イ 山口県においては、HOMEと同一のテレビ朝日系列に属する、山口朝日放送株式会社（以下「YAB」という。）がある。

YABの現行の基本編成は週5、820分、全番組中64%がHOMEと同一番組であり、また、ゴールデン・プライムの時間帯に限って算出すると、基本編成はミニ番組、単発番組を除くと100%が同じ番組であり、山口県民に対する他地域との格差はなく、HOMEの放送を山口県内に再送信する根拠をもたないと考える。

ウ 平成5年のYABの開局を根拠に情報の格差は解消されたことにより、HOMEは平成16年10月31日の同意期限を最後として申請者に対して、再送信の同意を行っていない。

しかしながら、申請者は再送信同意書に基づかないHOMEの再送信を続けており現段階では法違反とHOMEは認識している。このような違法再送信を続けている申請者は、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠けると判断する。また、違反をしている有線テレビジョン放送事業者が裁定制度によって救済されるのは疑問である。

エ 民間放送事業者は電波法、放送法で定められたとおり放送地域の視聴者に地域限定情報番組（自社制作番組）「地域のニュース、天気予報、経済番組、生活情報番組等」を制作し放送している。この自社制作番組においては高価な設備（スタジオ、カメラ、中継車、伝送設備、ヘリコプ

ター等)を使用し、多大なマンパワーをかけ番組制作に多額の費用を投入している。その経費は民間放送事業者の経営に大きなウェイトを占めている。

山口県を放送対象地域とする放送事業者が、区域外再送信によって経済的な打撃を受け、十分なローカル制作番組が放送出来なくなれば、それは山口県民(特に有料である有線テレビジョン放送に加入していない県民)にとって大きな損失である。

また、山口県を対象とするテレビ広告媒体が衰退することは、同県での広告活動を通じて経済活動を行おうとするスポンサーにとって由々しき問題である。山口県内のスポンサーによる山口の放送事業者への広告出稿は、放送事業者とスポンサーあるいは県民も含めお互いの経済、文化活動を高める機能がある。このようなことは山口の放送事業者だけにしかできない。

広島放送事業者の広告を視ていては、山口県の地場スポンサーが発展しないし、また、出稿先が弱体化したりすれば、それは山口県経済の発展の意味からも問題があると考えられる。

申請者は広島県民間放送事業者だけではなく福岡県民間放送事業者も再送信しており、区域外再送信は有線テレビジョン放送事業者の単なる客集めの手段にすぎず、結果的に山口県の経済、文化の地盤沈下に拍車を駆ける要因となりかねない。

オ HOMEの全放送番組には「著作隣接権」、自社制作番組については「著作権」も有している。よって今回の法上の「同意」と著作権法上の「許諾権」とは全く別ということがご理解頂けるものと思う。

今回の区域外再送信問題は、法のみで裁定するのではなく著作権法との整合性を保った上での裁定をお願いしたい。

(2) 協議の経過

HOMEは、平成17年10月から平成19年5月まで4回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせるこ

とにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、HOMEが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

- (1) 区域外再送信を安易に容認することは放送制度の整合性を根幹から損なうこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (2) 情報の格差が無いことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、本件は、HOMEから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態

の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、HOMEと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がHOMEの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

(4) 山口県民等への影響ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 法と著作権法の整合性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、HOMEが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

主 文

株式会社テレビ新広島は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送をKビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社テレビ新広島広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県周南市及び下松市の各一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

周南市	大字八代の全域 大字太刀野、大字正安、大字大河内、大字中村、大字原、大字樋口、大字呼坂、 大字安田、大字上河内、大字下河内、大字小松原及び大字清尾の各一部
下松市	青柳1丁目から2丁目まで、大手町1丁目から3丁目まで、琴平町1丁目、琴平町 3丁目、栄町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から2丁目まで、中央町、東陽1 丁目から6丁目まで、東和1丁目から2丁目まで、東柳1丁目から2丁目まで、西 柳1丁目から2丁目まで、旗岡1丁目から5丁目まで、古川町1丁目から4丁目ま で、北斗町、桃山町、若宮町の各全域 大字生野屋、大字河内、大字切山、大字来巻、大字末武上、大字末武中、大字末 武下、大字東豊井、大字西豊井、大字平田、大字山田、大字下谷の各一部

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年11月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県周南市、下松市及び光市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社テレビ新広島（以下「TSS」という。）の同意を得て、平成8年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書（継続）を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成8年5月、下松市を業務エリアとして開局し、現在、下松市、周南市熊毛地区（旧熊毛町＝平成9年4月開局）、光市（平成10年9月開局）を業務区域とし、地上民間放送は、下松市、周南市熊毛地区で、県内3局、広島県4局、福岡県5局を、光市で県内3局と福岡県5局を再送信している。

申請者は、TSSをはじめ広島県の民間放送事業者4社に対して、熊毛町に業務を拡張した際、熊毛町と下松市を放送区域とする再送信の同意を申請し、4社から同意を得た。広島県の民間放送事業者を組み入れたのは、申請者に移行する熊毛町内の難視聴施設組合が広島県の民間放送事業者を再送信していたこと、一般家庭のアンテナで視聴されていたことのほか、町民アンケート調査の結果、広島県の放送に対する要望が多かったためである。

TSSからの同意は2度に及び、2度目の有効期間は平成15年10月31日までだった。申請者は期限切れに先立ってTSSに同意を申請したが、TSSは山口県内の民間放送事業者3社の同意書の提出を要請した。TSSは県内

民間放送事業者の同意取り付けの交渉を行ったものの不調に終わった。その後、申請者はTSSと協議を続けたが、社の方針として同意しないとの姿勢は固く、協議は不調に終わった。

対立点	TSSの主張	申請者の主張
① 県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は申請者のエリア内で受信している。視聴できなくなると、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活、文化的な結びつきは強く、広島の民間放送事業者の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権処理が適正に行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。TSSに帰属するものについては協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時の選局	災害時に、TSSの放送を視聴していたために、地元放送事業者が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者に委ねられている。
④ コマーシャル	地域を限定して販売する商品など広島県限定のコマーシャルがある。視聴者からのクレームにつながる。	電波はスピルオーバーして方々でアンテナ受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。
⑤ 過去の同意	過去に同意した時は、有線テレビジョン放送事業者は零細で、育成すべきとの考えがあって同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっている。また、同意した時と、現在では、人権問題や著作権の問題等大きく変わっている。	過去に2度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に申請者が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視

		聴する権利が喪失することは想定していない。
--	--	-----------------------

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TSSが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 我々放送事業者は、県域免許制度のもと地上テレビ放送全体の秩序維持と健全な発展を図るという大きな責務を担っている。県境近くの中継局はもとより、全ての送信所からの電波は、県境を越えないよう最大限の努力を払い、越える場合は、地方総合通信局及び地域の放送事業者と十分な協議の上で、同意のもと、放送許可を得ている。そのような努力の一方で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信は、再送信先の同意がなくても送信側の同意だけで再送信が可能な制度であり、区域外再送信と県域免許制度との間で大きな不整合が存在するのは明らかである。

TSSとしては、著作権法第99条にある「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利」を専有しているとの認識に立ち、区域外再送信同意については、先に述べた秩序維持のために「再送信先の放送事業者の同意を得ること」を大前提としている。

今回の申請者からの再送信同意申請は、この再送信先の放送事業者の同意を得ていないものであり、この再送信には同意はできない。

イ 平成15年10月に申請者から再送信同意申請があった時、TSSの前提である再送信先の放送局の同意を得よう要請した。しかし、申請者は再送信先局との協議の経緯報告もせず、また、TSSへの協議要請もないまま、まったくの無視状態で再送信を続けていた。これは、法13条に違反しており、違法行為である。

大臣裁定のいわゆる「5つの基準」には、「ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合」との項目がある。TSSは、協議の場を持つともせず違法で商業行為を続ける申請者の企業姿勢は、この基準に規定されたケーブルテレビ事業者としての適格性を欠くものであり、同意できない十分な理由であると考えられる。

ウ 昭和61年4月23日の第104国会における衆議院通信委員会の佐

藤郵政大臣の答弁中、「大臣裁定」制度について「その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義でありまして（中略）しかしどうにもならないときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続きを取って裁定に持っていく…」との発言がある。審議で5つの判断基準が示されたが、この基準は、当時の有線テレビジョン放送産業が極めて零細であったため、その育成策として考えられたものであり、地上放送、有線テレビジョン放送の状況が大きく変貌した現在には、この5つの基準は、とても公平とはいえないものである。

我々地上放送事業者は、自主制作番組に加え、ネットを組む各局や他ネット局の番組も購入して放送している。安易な区域外再送信は、再送信先の地上放送事業者が購入して放送する前に、同じ番組が有線テレビジョン放送事業者を通じて放送される事態を生じ、再送信先の地上放送事業者に多大な不利益をもたらすものと言える。有線テレビジョン放送事業者は、昭和61年当時とは大きく異なり、いまや地上放送事業者にとって強力なライバル事業者になっている。そして、区域外再送信に同意すべき旨の大臣裁定は、有線テレビジョン放送事業者が地上放送事業者の役務にフリーライドして事業を営むことを、地上放送事業者に強制的に認めさせるものである。

県域免許制度における秩序維持は、再送信先の地上放送事業者と再送信元の地上放送事業者が相互にその立場を尊重することで成り立っており、安易な区域外再送信は、長年築き上げてきた秩序をなし崩しにするものであり、公正な競争秩序をも破壊するものである。再送信問題に関わる5つの判断基準を現状に適したものに見直し、公平な判断をしていただくようお願いする。

エ 地上放送を再送信するためには、放送番組に係わる全ての著作権処理を行う必要がある。権利処理が必要となるものには、放送事業者が有する著作隣接権、放送番組の著作権、及び放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等があり、申請者の裁定申請書によると、放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等については「請求分は支払ってある」、放送事業者が有する権利については「協議して解決できる問題だ」とある。TSSとしては、番組の権利料等として一切の対価を受け取っておらず、協議もしていない。そもそも契約形態について協議する以前に、著作権法第23条、第99条にある許諾を受けないで再送信することは違法であることを申し上げているにも関わらず、申請者は協議の場を持つともせず、違法再送信を続けていることは、誠に遺憾である。また、放送

番組の著作権について、ローカル制作番組に参画する著作権者等の権利者や、購入番組における映像著作権者（映画製作者等）との契約（放送事業者が放送番組の著作権者から放送権を取得する契約）は自局放送地域限定の場合が多くある。その場合、仮に区域外への再送信に同意せよとの大臣裁定が下された場合、その裁定に従って同意することが上記相手方との関係で契約違反となり、我々放送事業者がその責任を負う結果にもなりかねない。

オ 申請者には、平成15年10月の再申請までに2度の再送信同意をしているが、今般の地上放送、有線テレビジョン放送産業の変貌にかんがみ、アの項目で述べた地上放送全体の秩序維持と健全な発展という観点から、再送信先の地上放送事業者に不利益を与える行為については大きな問題であると考え、平成15年10月の申請から「再送信先の放送事業者の同意があること」を改めて区域外再送信同意の前提とした次第である。

地上放送事業者は、平成18年から開始したデジタル放送に、経営体力の限界を超える設備投資負担を強いられている。この時期に区域外再送信による不利益が新たに加わることは、ますます経営を圧迫するものであり、再送信先の局の立場に立つと、とても安易に容認できるものではない。

また、申請者の裁定申請書には、「10年間に渡って視聴し情報を得てきた放送が視聴できなくなることは視聴習慣を絶ち、情報化に逆行する」という主張がある。地上放送は無料且つ域内あまねく普及が使命であることに對し、有線テレビジョン放送は有料且つ地域限定という大きな違いがある。有線テレビジョン放送に加入したくても加入できない世帯と加入できる世帯との間の情報格差は、有線テレビジョン放送事業者の主張する問題よりはるかに大きな問題であり、我々の無料で且つあまねく普及という使命を踏みにじるものであると考えている。

カ TSSとしては、今まで述べてきた通り、法と著作権法に違反したまま営業を継続する有線テレビジョン放送事業者に有利といえる判断基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することは大きな問題があると考えている。

仮に、今回、TSSの主張が受け入れられず、再送信同意を強いられるに至ったとしても、著作権法に基づく著作権者としての権利は失われるものではなく、著作権法に基づいて対価を求める権利と、差し止め請

求等によって再送信を阻止できる権利について、これを留保することを明記する。

放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行い、県内100%のカバーを早期実現すべく努力を続けている。その実現には、隣接県放送事業者との協調が大変重要な要素である。このような状況下、区域外再送信において、再送信先の放送事業者に新たな不利益を発生させる事態は極力避けたいとのTSSの考えを理解して頂き、公平な結論を下していただくよう、重ねて強く要望する。

(2) 協議の経過

TSSは、平成19年3月から5月まで2回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、TSSが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 再送信先の放送事業者の同意を得ていないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)ア及びオのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同

意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、本件は、TSSから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、TSSと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がTSSの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

- (3) 安易な区域外再送信は、公正な競争秩序をも破壊するものであり、「5つの基準」が現状に適していないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (4) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)エ及びカのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 有線テレビジョン放送の加入できる世帯と加入できない世帯の情報格差を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) 有線テレビジョン放送事業者に有利といえる基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することが大きな問題であることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、TSSが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

主 文

広島テレビ放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送をKビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

広島テレビ放送株式会社広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県周南市及び下松市の各一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別紙

周南市	大字八代の全域 大字太刀野、大字正安、大字大河内、大字中村、大字原、大字樋口、大字呼坂、 大字安田、大字上河内、大字下河内、大字小松原、大字清尾の各一部
下松市	青柳1丁目から2丁目まで、大手町1丁目から3丁目まで、琴平町1丁目、琴平町 3丁目、栄町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から2丁目まで、中央町、東陽1 丁目から6丁目まで、東和1丁目から2丁目まで、東柳1丁目から2丁目まで、西 柳1丁目から2丁目まで、旗岡1丁目から5丁目まで、古川町1丁目から4丁目ま で、北斗町、桃山町、若宮町の各全域 大字生野屋、大字河内、大字切山、大字来巻、大字末武上、大字末武中、大字末 武下、大字東豊井、大字西豊井、大字平田、大字山田、大字下谷の各一部

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年11月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県周南市、下松市及び光市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である広島テレビ放送株式会社（以下「HTV」という。）の同意を得て、平成8年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成8年5月、下松市を業務エリアとして開局し、現在、下松市、周南市熊毛地区（旧熊毛町＝平成9年4月開局）、光市（平成10年9月開局）を業務区域とし、地上民間放送は、下松市、周南市熊毛地区で、県内3局、広島県4局、福岡県5局を、光市で県内3局と福岡県5局を再送信している。

申請者は、HTVをはじめ広島県の民間放送事業者4社に対して、熊毛町に業務を拡張した際、熊毛町と下松市を放送区域とする再送信の同意を申請し、4社から同意を得た。広島県の民間放送事業者を組み入れたのは、申請者に移行する熊毛町内の難視聴施設組合が広島県の民間放送事業者を再送信していたこと、一般家庭のアンテナで視聴されていたことのほか、町民アンケート調査の結果、広島県の放送に対する要望が多かったためである。

HTVからの同意は2度に及び、2度目の有効期間は平成15年10月31日までだった。申請者は期限切れに先立ってHTVに同意を申請したが、HTVは山口県内の民間放送事業者3社の同意書の提出を要請した。HTVは県内

民間放送事業者の同意取り付けの交渉を行ったものの不調に終わった。その後、申請者はHTVと協議を続けたが、社の方針として同意しないとの姿勢は固く、協議は不調に終わった。

対立点	HTVの主張	申請者の主張
① 県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波はHTVエリア内で受信している。視聴できなくなると、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活、文化的な結びつきは強く、広島の民間放送事業者の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
② 著作権処理	著作権の権利処理が行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。HTVに帰属する著作権等については協議して解決できる問題だと考える。
③ 災害時の選局	災害時に、HTVの放送を視聴していたために、地元民間放送事業者が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危うくするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者に委ねられている。
④ コマーシャル	地域を限定して販売する商品などの広島県限定のコマーシャルがある。県外で放送されると、視聴者からのクレームにつながる。	電波はスピルオーバーして方々でアンテナでも受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。
⑤ 被取材者の人権	ドキュメンタリー番組等の制作で、広島県内に限って放送することを条件に取材に応じるといったケースがある。県外で放送が流れることで人権が侵害されることもあり得る。	コマーシャルの問題と同様、スピルオーバーは現実であり、近県に流れるのは想定内ではないか。東京や大阪で放送されるわけではない。
⑥ 過去の同意	過去に同意した時は、有	過去に2度、同意を得ている。その

	<p>線テレビジョン放送事業者は零細で、育成すべきとの考えがあって同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなってきており、区域外再送信の必要性がなくなっている。また、同意したときと現在では、人権問題や著作権の問題等大きく変わっていると認識している。</p>	<p>後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に申請者が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。</p>
--	---	---

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

HTVが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 申請者の再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れている。それ以降も申請者は同意なき再送信を続けており、違法状態が続いていると認識している。

申請者は、中国総合通信局から再送信同意を得るために協議をするように指導を受け、平成19年3月に協議の申し入れをしてきた。5月までに計3回の協議を行ったが、5月9日の協議では、中国総合通信局から「5月31日までに適法状態になるよう再送信の同意を得ること、同意が得られない場合は送信の停止もしくは大臣裁定の申請をするよう」に指導されているとの説明があった。

そして、5月30日申請者から「協議を続けていただいたが、中国総合通信局への業務報告の期限が来たので、不本意ながら大臣裁定を申請せざるを得なくなった」という連絡があった。協議途中の大臣裁定申請はまことに遺憾であるが、中国総合通信局の期限を切った指導により申請者は「不本意ながら」大臣裁定を申請したもので、法の要件である「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」には当らず、大臣裁定申請は不適法と考える。

イ HTVは再送信同意の前提として地元放送事業者の確認を求めている。HTVと同系列の山口放送株式会社（以下「KRY」という。）は、福岡

波をはじめ山口県内での有線テレビジョン放送による区域外再送信が営業的な損失を招き、自社の経営基盤を崩すことが、結果的に山口県民に必要な安全情報や地域情報を伝達することも危うくすると判断し、申請者に対して平成15年11月、県外波の再送信は了承できないことを伝えている。

また、KRYが平成16年に申請者に対する区域内再送信を同意する際、同意文書に、県外波の再送信は了承できない旨の文言を入れているにもかかわらず、申請者は契約条項を無視して広島波を違法再送信している。申請者は再送信同意を受けている地元放送事業者に対して信義にもとる行為をしていると言わざるを得ない。

ウ 有線テレビジョン放送事業者は、マスメディアとして公共性と高い倫理観を求められている。昭和61年（1986年）法の改正に伴い「大臣裁定」制度が導入され、今回この制度に則り大臣裁定の申請が提出されたものだが、申請者は、同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請したものである。本来ならば自らの判断で違法状態を解消した上で申請すべきではないかと考える。

区域外再送信への同意を強いる大臣裁定制度は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、著作権のあり方の観点からも大きな問題がある。HTVは大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものであるが、昭和61年当時の委員会答弁にある「5基準」は、法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっており、いわば、この「5基準」は最低限有線テレビジョン放送事業者が遵守すべき事項であると判断している。しかし、これまで述べた事実から違法再送信を続けている申請者は有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠けると判断せざるを得ない。

さらに、総務省から送付された文書総情域116号別添の裁定申請の概要の「7. 申請者が希望する再送信の開始日」には「裁定があり次第速やかに」と表記してあり、いかにも再送信をしていないかのように受け止められる表現があるが、現に違法再送信がなされており申告の内容に虚偽の部分がある。このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請をした申請者は、果たして大臣裁定申請の資格があるのか。

エ HTVは地域免許制度に基づき、広島県内を放送対象として電波による放送事業を行っている。

そもそも、民間放送は電波が受かる条件がそろえば誰でも無料で視聴

できる放送サービスである。これに対し有線テレビジョン放送は、有線テレビジョン放送事業者と加入者の中で契約をして有料で視聴する放送サービスであり、有線テレビジョン放送事業者にとっては「契約者」である。有線テレビジョン放送事業者は「契約者」のために事業活動を行い、放送事業者から再送信同意を取り、不調の場合は大臣裁定を申請して「契約者」の利益を確保する立場にある。

従って、地上放送の「視聴者」の利益と有線テレビジョン放送事業者の「契約者」の利益を区分して審議いただきたい。

有線テレビジョン放送事業者による再送信について、放送区域内では難視聴対策を主な目的に、特段の問題がない限り再送信に同意している。一方、放送区域外と判断する地域の再送信同意については、地元放送事業者の了承を得ることを前提に、視聴習慣の定着、生活圈・文化圏としての一体化、業務区域内での受信等の実態を総合的に検討し諾否を判断している。

申請者に対しては平成15年10月31日まで地元放送事業者であるKRYの了承を得た上で、再送信の同意をした。しかし、山口県内における有線テレビジョン放送事業者の区域外再送信の拡大が地元放送事業者の視聴率の低下など経営状態に深刻な打撃を与える事態にいたり、KRYから平成15年に県外波の再送信を了承できない旨連絡があった。

山口県内では主に福岡波が視聴率の大きな割合を占めるようになっており、このことによる山口県内の民間放送事業者の収益への影響は深刻になっている。KRYはHTVと同じ日本テレビ系列のローカル局として全国的なネットワークの下でCMを扱い、番組やニュースを交換するビジネススキームを成立させており、同系列の放送事業者の経営が不安定になることは、ネットワーク体制を維持する面から好ましいことではないと考える。特に報道の面においてネットワークは、ローカル局が各県で24時間取材体制を維持し、その取材内容を共有し、必要な情報を県内に伝えるという共同体である。

さらに、地元放送事業者として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、同じ民間放送事業者として経営の安定が必要不可欠であるという観点から、KRYの申し入れを理解した。

そして、このことを理由に、申請者に対して県外局であるHTVの再送信は同意できない旨通告していた。

オ 申請者の申し入れにより平成19年3月から3回、誠実に対応し真摯

に協議を進めてきた。この協議の中で、H T Vは、地元民間放送事業者であるK R Yをめぐる視聴率や経営への影響などの状況の変化を理解するとともに、申請者の業務区域が県境とも接しておらず放送区域との認識もないので、再送信同意はできないことを表明してきた。

現在、申請者は福岡の民間放送事業者全社からアナログ放送の同意を得て福岡波を再送信している。福岡の民間放送波5波に加え広島民間放送波4波を再送信している。違法状態で広島波まで再送信をする必要はないと考える。地元放送事業者の経営に対する県外波の再送信による影響はすでに述べた通りであり、有線テレビジョン放送の契約者の要望があることを理由に、同意のない広島の4波までも違法再送信する道理があるのか。

加えて、H T Vは広島県東部で県境を接する岡山県井原市の井原放送については、H T Vは同系列の西日本放送株式会社（以下「R N C」という。）の確認を得て、岡山県側の再送信に同意をしている。井原放送の業務区域は一部広島県側にも存在するが、この区域への再送信は協議により広島波に限定されており、R N Cなど岡山波は再送信していない。また、平成20年3月31日を期限にH T Vの放送を岡山県側に再送信することを中止する旨の文書を受けており、双方で協議を進め妥協点を見出した結果、トラブルなく有線テレビジョン放送の契約者の混乱もなく再送信が行われており、一例として報告する。

カ 県域免許とは言え、電波が県境を越えて伝播し、受信されている事実は認めるが、放送エリアは少なくとも一般的なアンテナで個別に受信できる範囲である。個人の責任で個別受信されていることについてコメントはないが、申請者が事業として一帯に再送信することとは意味合いが異なる。申請者の主張に有線テレビジョン放送による視聴ができなかった場合、アンテナ受信者との情報格差が生じるとあるが、電波による放送の特性として誰でも個人努力によりアンテナ等の受信条件を整えれば放送を視聴できるというのが放送本来の特性であり、放送区域外の有線テレビジョン放送の契約者の情報格差があるとしても、県域免許制度に従って放送しているH T Vが関知する立場にはない。

キ 著作権をどのように尊重し必要な処理をどのように進めていくかは、有線テレビジョン放送事業者のコンプライアンスに関わることであり、有線テレビジョン放送の再送信に関わる著作権の処理についてはすべて当該の有線テレビジョン放送事業者が全責任を負うのは当然のことであ

る。しかし、そのことで放送する民間放送事業者側の著作権に関する責任がすべて免責されたわけではなく、広島放送エリアに限定した契約で購入した番組が、同意もしていない地域で違法再送信されていることを含めて申請者が著作権処理を厳正におこなっているとは認められない。

まして、同意もなくH T Vの放送を再送信しH T Vの著作権隣接権を侵害していることは許されるものではない。

ク 選択権は申請者の主張の通り視聴者にある。問題は、有線テレビジョン放送事業者による地上放送の際限のない多チャンネルサービスが地域免許制度の形骸化を招く点にある。地元民間放送事業者として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、経営の安定が必要不可欠であることはすでに述べた通りである。このために、地元民間放送事業者の意向を確認するなど同意についての検討は慎重に行っている。

ケ 申請者は「スピルオーバーアンテナで受信されている。大きな問題ではない」と主張されている。しかし、空中の電波を個人で受信すると、事業として受信しその地域に伝送することはまったく意味合いが異なる。CMは視聴者の認識ではなく、広告主の意図の問題である。

この点について、約300社の広告主企業で構成されている社団法人日本アドバイザーズ協会は「広告主企業は広告によって自社製品だけでなく製品サービスの販売拡張やブランディング強化を目指している。その場合、全国一律の広告展開とマーケティング戦略に沿いエリアを限定した展開がある。したがって、テレビCMは放送エリアと放送期間の2つが重要な要素となり、それを逸脱すればマーケティングの意図を崩すことになる。広告主にとってエリアマーケティングは重要な販売戦略であり、このために知恵を絞っているわけである」「協会は民放のエリア調査を2年に1回実施し、ローカル局を含めてどの範囲まで電波が行き届いているか広告主の立場で調査し、それをもとに広告活動を実施している。広告主が知らないまま区域外再送信が勝手に行われ、広告が放送として想定外の地域に届くことは問題である」と述べている。

マーケティング戦略に沿い広告主が地域を限定して広告活動を行い、広告放送の収入によって民間放送のビジネスモデルが確立されている。従って、広告主の意図せぬ地域へ広告放送がなされることは、マーケティングの観点からも問題があり、放送対象区域を特定する地域免許制度と区域外再送信は、その点からも矛盾があるといえる。被取材者の人権

についても、県外に伝播した電波を個別に受信し視聴することと、事業として再送信することの違いと同じ趣旨で異なる。

- コ 確かに平成15年10月末までは同意していたが、さまざまな状況の変化に対応するために、契約には期限がある。再送信同意の契約期限が終了した場合は双方で協議し、調わない場合はいったん再送信を休止することも選択肢の一つと考える。

有線テレビジョン放送の契約者の存在を理由に、違法状態で再送信を続けることは、有線テレビジョン放送事業者のコンプライアンスの面でも疑問がある。

- サ H T Vは県域放送局として放送区域内の放送に最大限の責任を持つとともに、山口県内であっても長年の視聴習慣がある区域については、有線テレビジョン放送の契約者の混乱を防ぎ同系列であるK R Yの理解も取り付けることのできる範囲で柔軟に対応してきた。しかし、事前の連絡もなく業務区域を拡大し同意なく違法再送信を続けている上、大臣裁定により違法状態を追認させようとしていると受けとめられる申請者の行為は、有線テレビジョン放送事業者の遵法精神の面で疑問を持たざるを得ない。

加えて、著作権の適正な処理がなされるかの不安もあり、弊社の大切な商品である放送番組の再送信に現状のままでは同意はできない。

(2) 協議の経過

H T Vは、平成19年3月から5月まで3回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求め

られている。

については、以下において、H T Vが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 裁定申請要件を満たさないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びH T V双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(2) 地元放送事業者への影響等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) イ、エ、オ及びクのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) ウ、コ及びサのとおりである。しかしながら、本件は、H T Vから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、H T Vと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がH T Vの放送の再送信を行うこと

について不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

- (4) H T Vの放送の直接受信が可能な地域等でないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) オ及びカのとおりである。しかしながら、裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、放送の意図が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が指摘されているとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (5) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) キ及びサのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (6) CMの地域性等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

H T Vの主張は、2 (1) ケのとおりである。しかしながら、この主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、H T Vが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

主 文

株式会社中国放送は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送をKビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

- 1 再送信することができるテレビジョン放送
株式会社中国放送広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）
- 2 再送信の業務を行うことができる区域
山口県周南市及び下松市の各一部（別紙のとおり）
- 3 再送信の実施の方法
上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

周南市	<p>大字八代の全域</p> <p>大字太刀野、大字正安、大字大河内、大字中村、大字原、大字樋口、大字呼坂、大字安田、大字上河内、大字下河内、大字小松原、大字清尾の各一部</p>
下松市	<p>青柳1丁目から2丁目まで、大手町1丁目から3丁目まで、琴平町1丁目、琴平町3丁目、栄町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から2丁目まで、中央町、東陽1丁目から6丁目まで、東和1丁目から2丁目まで、東柳1丁目から2丁目まで、西柳1丁目から2丁目まで、旗岡1丁目から5丁目まで、古川町1丁目から4丁目まで、北斗町、桃山町、若宮町の各全域</p> <p>大字生野屋、大字河内、大字切山、大字来巻、大字末武上、大字末武中、大字末武下、大字東豊井、大字西豊井、大字平田、大字山田、大字下谷の各一部</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年11月10日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県周南市、下松市及び光市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社中国放送（以下、「RCC」という。）の同意を得て、平成8年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成8年5月、下松市を業務エリアとして開局、現在、下松市、周南市熊毛地区（旧熊毛町＝平成9年4月開局）、光市（平成10年9月開局）を業務区域とし、地上民間放送は、下松市、周南市熊毛地区で、県内3局、広島県4局、福岡県5局を、光市で県内3局と福岡県5局を再送信している。

RCCをはじめ広島県の民間放送事業者4社に対して、熊毛町に業務を拡張した際、熊毛町と下松市を放送区域とする再送信の同意を申請し、4社から同意を得た。広島県の民間放送事業者を入れたのは、申請者に移行する熊毛町内の難視聴施設組合が広島県の民間放送事業者の再送信をしていたこと、一般家庭のアンテナで視聴されていたことのほか、町民アンケート調査の結果、広島県の放送に対する要望が多かったためである。

RCCからの同意は2度に及び、2度目の有効期間は平成15年10月31日までだった。申請者は期限切れに先立ってRCCに同意を申請したが、同意を得るに至らず、平成17年10月、申請者の同意申請に対して、RCCは文

書で不同意を通告した。その後、申請者はRCCと協議を続けたが、著作権問題、県域放送等を理由とした不同意の姿勢は固く、協議は不調に終わった。

なお、申請者とRCCの意見の対立点は次のとおり。

対立点	RCCの主張	申請者の主張
①県域放送	地域免許制度に基づいて県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。	放送波は当社のエリア内で受信している。視聴できないと、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。 広島との生活、文化的な結びつきは強く、広島民間放送事業者の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。
②著作権処理	著作権の権利処理が行われていない。	著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払い済み。RCCに帰属する著作権等については協議して解決できる問題だと考える。
③災害時の選局	災害時に、RCCの放送を視聴していたために、地元民間放送事業者が放送している災害情報が伝わらずに生命財産を危くするというケースが起こりうる。	チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者に委ねられている。
④コマーシャル	地域を限定して販売する商品など広島県限定のコマーシャルがある。県外で放送されると、視聴者からのクレームにつながる。	電波はスピルオーバーして方々でアンテナ受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。
⑤被取材者の人権	ドキュメンタリー番組等の制作で、広島県内に限って放送することを条件に取材に応じるといったケースがある。県外で放送が流れることで人権が侵害されることもあり得る。	コマーシャルの問題と同様、スピルオーバーは現実であり、近県に流れるのは想定内ではないか。東京や大阪で放送されるわけではない。
⑥過去の同意	過去に同意した時、有線テレビジョン放送事業者は零細で、	過去に2度、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではな

	<p>育成すべきとの考えがあつて同意した。現在は大規模な会社も出現、経営も良くなっており、区域外再送信の必要性がなくなっていると考える。また、同意した時と、現在では、人権問題や著作権の問題等大きく変わっている。同意書の中の「番組中の著作物に係る著作権については申込者の責任において処理する」に反しており、これは不同意理由になると考える。</p>	<p>く、また、同意の際の遵守事項に申請者が反した事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者は、これまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していない。</p>
--	--	--

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

RCCが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 平成8年に申請者の再送信に同意しているが、平成15年に申請者による継続申請がなされていないため、同意契約は切れたと認識している。その後、平成17年に再送信同意願いが送付されてきたが、RCCの放送区域から逸脱していることや生活圏からかけ離れていること、著作権問題などから不同意を文書で通知したが、申請者は再送信を続けてきた。申請者は、本協議に際して平成15年より同意が切れていることを認識しており、同意なき再送信は違法行為であることも認めている。また、RCCは協議の中でも違法再送信を止めるよう申し入れているが、申請者はそれを無視して再送信を継続している。

さらに、今回の中国総合通信局の指導により協議に入るにあたり、送付していない同意願いを送付したかのごとく同意検討を要望する文書をRCCに送ってきた。

以上の点から、申請者は適格性を欠いている。よってRCCとしては、しかも本件にかかる協議もわずか2度あっただけで大臣裁定を申請しており、納得できるものではない。

イ RCCの再送信をどの地域で認めるかは、RCCに固有の判断事項である。RCCとしては、「放送の意図としての地域」は「免許上の放送区

域」であると考える。

この「意図としての放送地域」は「情報通信審議会」第3次中間答申でも、IPマルチキャスト再送信の地域性の取扱いにおいて、「再送信をどの地域に認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項」、「放送事業者の判断を担保するため、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性がある」として、「放送の意図としての地域性」を認めている。

また、「免許上の放送区域」は、総務省令「放送局の開設の根本的基準」第2条の第11号で定義され、電波監理委員会告示昭和27年第1923号により、全国の都市ごとに放送区域として確保すべき電波の強さが指定されている。

さらに、電波法においては総務大臣の権限として「放送用周波数使用計画」を策定することが明記されている。この周波数使用計画は歴史的経緯、地理的条件から勘案して、放送局の置局が周波数の公平かつ能率的使用に合致するように策定されている。

なお、RCCは当初、国の有線テレビジョン放送事業育成の目的に準じて、前身である下松ケーブルテレビ株式会社に再送信の同意をしていた。その後、熊毛中央テレビ共同受信施設組合（非営利）が合併し、業務区域が今回の区域に広がった経緯がある。当該有線テレビジョン放送事業者間の統合による再送信区域の拡大は、RCCの「放送の意図としての地域」及び「免許上の放送区域」を大幅に逸脱している。

ウ 昭和56年に広島県と「災害時における放送要請に関する協定」を結んでいる。この協定の趣旨は、県から災害についての放送を求められた場合、「内容を検討し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統についてその都度決定し、放送するものとする。ただし、放送できないとき又は、放送要請をした事項に疑義があるときは、直ちに県にその旨を連絡するものとする」というものである。RCCは地域免許制度の下で、自治体から得た災害情報を自らの判断で地域住民のために放送し、自治体もそれを強く望んでいる。広島県の他には、昭和60年に同名の協定を広島市とも結んでいる。山口地区においても、すべての地元民間放送事業者及びNHK山口放送局と山口県との間で、同名の協定が締結されている。

また、平成17年に「市町、県、放送事業者の間の避難勧告等の情報伝達体制に関する会議」の中で、当時の総務省中国総合通信局の放送課長が、「災害時には必ずテレビやラジオをつける重要さが、改めてクローズアップされている。全ての放送局で、同じタイミングでできることが

大切」と挨拶している。これは、総務省も地元放送事業者の災害放送について強く望んでいることを象徴的に表す発言だと受け止められる。

こうした状況の中、区域外再送信の視聴が常態化することになると、地元放送事業者による居住区域における有事の際の放送や緊急災害情報が伝わらないことが危惧され、ひいては住民の生命や財産が脅かされることとなる。

また、地元放送事業者が放送する行政情報など地元情報に接する機会が減ることにもなり、これは住民にとって著しく不利益になるものと思われる。

エ 民間放送事業者の主たる収入源であるCMは、広告主や視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っている。また、同じ系列の同じ番組でも、地域によってCMが異なることも少なくない。

特定の商品需要拡大を目的として、地域限定CMやキャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが再送信されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことになり混乱を招くことになる。

一方で、山口県を対象としないCMが山口県内に流れることは、地元経済の活性化という面からも好ましくない。広告媒体としてのテレビは、地元企業の発展に寄与するものと考える。山口県においても、地元放送事業者の媒体力が低下することは、地元経済にとって明らかなマイナス要因となる。

オ RCCの放送する番組はプロ、アマチュアの区別なく、多くの方から番組内の著作物使用許諾を受けて成り立っている。もともとRCCと申請者とは、権利者5団体のみならず、アウトサイダー（その他の団体および個人の権利者）も含めて申請者が権利処理を行うという前提で再送信同意契約を交わしていた。しかし、同意期間中に申請者が権利処理を実際に行っているという実績は確認できなかった。

現在、申請者は、5団体の権利処理については一部支払い済みとの見解を示しているが、RCCはいまだ協議途中の事項があると認識している。またアウトサイダーへの権利処理対応についてRCCに具体的な提示は今までに一切ない。

このように、申請者は、著作権対応が不明確な上、RCCが停止を要求してもなおRCCの許諾なく再送信を行うという、著作権法上の違法行為を続けている。

また、再送信においては、法の同意と著作権法に基づく許諾という2つの基準が存在する不整合がある。

著作権においては、放送番組に含まれる著作権などの具体的な権利処理方法は、法律や契約に基づき民間で協議すべき事項である。国がこれらの事項を棚上げにし、大臣裁定により再送信同意を強制することには大きな問題がある。

カ 県域免許制度は電波の有限希少性に基づくものであることは言うまでもないが、その電波の利用者たる民間放送事業者に対して、国は、様々な義務と責任を付加し、勝手な運用ができないように制度付けてきた。その最たる課題が現在進行中のデジタル化設備投資に見られる放送区域内あまねく視聴可能化義務であり、また発足以来果たしている番組総合編成の中での地域の日常的情報ライフラインとしての責任である。

その双方を満たす努力を地方の民間放送事業者が続けているからこそ、一般的に、当該放送区域内の視聴者は他の放送区域のチャンネルから遮断されることを許容してきた。逆に言えば、他の放送区域のチャンネル遮断が許容されなければ、地方の民間放送事業者の経営は初めから成り立たない。この点が有線テレビジョン放送とは根本的に異なる。

放送区域内視聴者と地方の民間放送事業者との、この双方向的補完関係が損なわれると、当該区域の民間放送事業者の経営に深刻な影響を及ぼすことは明らかで、このことは間違いなく放送区域内に対する情報発信力が衰退することを意味する。ここでも危機に直面するのは、地元に必要な情報をできる限り提供しようとする、情報の地方分権である。

他の区域から発信される情報には当該区域の情報は元々含まれておらず、まして東京から集中的に発信される情報にも、それを期待できるはずもない。

何よりも放送区域内に発生する緊急事態に際して、当該区域内の民間放送事業者がこれまで通りのライフライン役を果たせなくなるとするとき、その代役を有線テレビジョン放送事業者が果たせるとは思われない。

また、当該ケースのように、生活圏が大幅に離れた地域への区域外再送信や、事業者同士の合併による有線テレビジョン放送業務の区域外再送信エリアの拡大を安易に認めることは、際限のない有線テレビジョン放送業務区域の拡大を意味し、地上波放送の「地域免許制」を形骸化させ、結果的に地域住民が被害者となる可能性がある。

キ 法が改正され大臣裁定制度が導入された昭和61年当時は、少数チャ

ンネル地域も多く、また有線テレビジョン放送事業者の大半が小規模で普及も順調ではなかった。裁定制度は有線テレビジョン放送事業振興策として導入された、という側面は否めない。

ところが、平成18年度の「自主放送を行う許可施設」は、2,050万世帯に達し、世帯普及率は40.1%に及んでいる。これは平成7年と比べて加入世帯で5.7倍、世帯普及率で4.9倍と、驚異的な成長ぶりである。また、この許可施設のうち有線テレビジョン放送を主たる事業とする営利法人311社の営業収益は、平成17年時点で3,850億円となっている。

そうした状況の中で、「再送信に同意しない正当な理由」が今もって昭和61年の衆議院通信委員会答弁の5基準だけであるならば、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と受け止めざるを得ない。また、この5基準は、本来有線テレビジョン放送事業を行う上で、当然実施しなければならない事柄にすぎない。法の設立当時の立法趣旨と現状が乖離していることが再認識されるべき状況にある。

区域外再送信の問題は昭和61年時点で導入された制度で判断すべきでなく、大臣裁定制度や「再送信に同意しない正当な理由」を抜本的に見直し、放送の「地域免許制度」に則した行政判断を期待する。

(2) 協議の経過

RCCは、平成19年4月から5月まで2回協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、RCCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体

的事実の有無を判断する。

- (1) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、本件は、RCCから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、RCCと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がRCCの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

- (2) 再送信区域の拡大は「放送の意図としての地域」を逸脱することを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 地元放送事業者による地域の災害情報放送の重要性等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、緊急災害情報や地域情報を含め、どのような情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択がまず尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定、制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものと

は言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されないとしても、区域外再送信によって山口県民の生命、安全が脅かされることとなる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、RCCの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 区域外再送信のCM問題を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、広告主の意図に反するとの主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が認められない。また、視聴者の混乱を招くとの主張についても、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 著作権処理に問題があるということ等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) 地元放送事業者等への影響及び県域免許制度の形骸化をもたらすことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)エ及びカのとおりである。しかしながら、地元放送事業者等に影響があるとの主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

また、県域免許制度の形骸化をもたらすという主張についても、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(7) 大臣裁定制度等を見直すべきであること等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)キのとおりである。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない正当な理由とは認められない。また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、RCCが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。